後

この明細書を提出しなければならない方……確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の各種の所得金 額の合計額が2千万円を超える方は、その年12月31日(年の途中で死亡したり出国する方の場合は、その死亡又は出 国の日。以下同じ。)現在の財産や債務についてその種類や金額を記入したこの明細書を確定申告書(修正申告によっ て、その年分の各種の所得金額の合計額が2千万円を超えることとなった方は、その修正申告書)に添付して提出し なければならないことになっています(所得税法第232条)。

なお、「所得金額」には、①源泉分離課税の所得、②少額な配当所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、 ③内国法人から支払を受ける一定の上場株式等の配当のうち確定申告をしないことを選択したもの、④源泉徴収を選 択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、③退職所得の金額 は含まれません。

● 国外に存する財産と債務についても書いてください。

改

#### 「財産又は債務の種類」標 「財産又は債務の細目」欄 「財産の価額又は債務の金額」欄 中告書に賃借対服表を添付しない場合 この欄には、「財業又は情 前年もこの明細書を提出した場合 (1) 事業を営んでいない場合 森の種類! 権に書いた財産 (1) 一般用財産(事業に直接関係がないもの) 財産と債務を次の種類に区分し、次の順序で書い や情味のうち、女に挙げる A 前年から引き続いてもっている財産、債務… ものについてその毎日を次 てください。 前年分の明細書に記載した金額をそのまま書いて 財産……土並 (林地を含む。)、建物、山林、現金、 のように区分して書いてく ください。ただし、災害や取壊しなどのため一部 預貯金、有価証券 (株式、公社債、証券投資信託、 ださい。 減生した財産については、その減生した基分に利 貸付信託などの有価証券)、貸付金、未収入金、 ※ したがって、現金、預 当する価値を排除した金額を、増改築その他の手 受取手形、書画骨とう及び美術工芸品(1点10万 貯金、貸付金、未収入金。 入れにより改良が行われた財産についてはその改 円以上のものに限る。)、貴金属類 (1点10万円以 受政手形、家庭用動産、 良費などを加えた金額を書いてください。 上のものに限る。)、家庭用動産 (1個又は1組の 借入金、支払手形、去払 B 本年新たに取得した財産など……財産について 価額が10万円以上のものに限る。)、その他の財産 は、その取得価額(相談、遺贈又は贈与により取 金、未払税金については (1件10万円以上のものに限る。) それぞれの最新だけを書 様した財産についてはその取得時における見籍係 ※ 家庭用勤産とは、例えば、家具、什器構品や けば結構です。 額)を、債務についてはその金額を書いてくださ 自動車など、書画骨とう、美術工芸品、貴金賞 (種類) 土地……「宅地」、「田畑地」 類以外の家庭用の動産をいい、その他の財産と (2) 事業用財産(事業に直接関係があるもの) は、上のどの種類の財産にも当てはまらない財 「林地」、「その他」に区 A 申告書に貸借対照表を添付しない場合 産、例えば、有価証券化していない出資、信託 分し、更に「自家用」と a 棚卸資産……事業所得の計算の基礎となった 財産、無体財産権、生命保険料の払込金額、有 「貨地」とに区分したそ その年12月31日和本の評価額 債取得した賃借権などです。 れぞれの策数と面積 b 青色申告者の減価償却資産……その年12月31 建物……「住宅」、「店舗」、「工 債務……借入金、支払手形、未払金、未払税金、そ 日母在の借却後の価値 場」、「その他」に区分し、 の他の債務 c その他の財産、情務… - 般用財産と同じ方 (2) 事業を営んでいる場合 更に「自家用」と「貸家」 法によって計算した金額 財産と債務を、①事業に直接関係がないもの (一 とに区分したそれぞれの B 申告書に貨借対照表を添付する場合 蛟用財産という。) と事業に直接関係があるもの(事 戸数と床面積 事業元入会……左側の「計商又は債務の種類」標 孝田財変という。)とに分け、②更に、一般用財変 の2の①の算式で計算した金額 山林……林地面積 については、上の事業を営んでいない場合と同じよ 有價証券……「株式」、「公社 本年新たにこの頭編書を提出する場合 うに、また、事業用財命については、次の種類に区 **债」、「証券投資信託」、「貸** (1) 一般用財産(事業に直接関係がないもの) 分し、一般用財産の次に事業用財産であることを表 付信託」などに区分し、 A 土地、産物……その年12月31日現在の長種価額 株式についてはその株数、 示して、それぞれ書いてください。 (最近に有信取得したものはその取得価値により ※ この場合、一般用財産か事業用財産か区分しに その他のものについては その他のものは固定資産税の課税権準の価値によ くいものについては一般用財産としてください。 その口数 っても差し支えありません。) 财産……現金、預貯金、受取手形、売掛金、未収入 書画骨とう、美術工芸品、 B 山 林……その年12月31日現在の見積価額(推定 金、貸付金、前払金、仮払金、商品、製品、原材 黄金属類……1点10万円以 材雑数と市価による見積価額により、幼令林につ 料、仕掛品、半製品、機械装置、工具、器具、備 上のものについて、その いては検林寺又は取得寺と管理寺との会計部によ 品、車両、運搬具、船舶、土地、建物、構築物、 っても若し古えありません。) 山林、無体財産権など その他の財産……1件10万 なお、山林の価値は立木の価値により、山林の 债務……支払手形、買掛金、未払金、前受金、仮受 円以上のものについて、 林地の価額は「林地」として上の土地のところに 金、預り金、借入金など その種類 書いてください。 その他の債務……支払手形、 申告書に貸借対照表を添付する場合 C 有価証券……額面金額(無額面検式は発行係額。 確定申告書に事業所得、不動産所得又は山林所得 未払金、借入金、未払税 オープン型証券投資信託の受益証券は、その取得 金以外の債務について、 について賃借対照表を派付する場合は、①貸借対照 をした時における受益証券1口当たりの金額)の 表に記載される財産と債務については、「元入金+事 その種類 栗主備+所得金額-事業主賃」の合計金額を事業元 D 書画骨とう、美術工芸品、貴金属類、家庭用助 入金とし、「財産」捌(この合計額が赤字になったと 産、その他の財産……その年12月31日現在の見種 きは「債務」欄)に書いてください。また、②貸借 係額(最近に有償取得したものは、その取得価額 対照表に記載されない資産については、上の申告書 によっても差し支えありません。その他のものに に賃借対照表を添付しない場合と同じように書いて ついては適正に見積もってください。) (2) 事業用財産 (事業に直接関係があるもの) 上の前年もこの明細書を提出した場合と同じで すから、上の1の(2)に説明してある方法によっ この明細書に書いた財産と債務について、あなたが税務署に説明しておきたいと思われる事項などを書いてください。

この明細書を提出しなければならない方……確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の各種の所得金 額の合計額が2千万円を超える方は、その年12月31日(年の途中で死亡したり出国する方の場合は、その死亡又は出 国の日。以下同じ。) 現在の財産や債務についてその種類や金額を記入したこの明細書を確定申告書(修正申告によっ て、その年分の各種の所得金額の合計額が2千万円を超えることとなった方は、その修正申告書)に添付して提出し なければならないことになっています (所得税法第232条)。

なお、「所得金額」には、①源泉分離課税の所得、②少額な配当所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、 ③内国法人から支払いを受ける一定の上場株式等の配当のうち確定申告をしないことを選択したもの、④源泉徴収を 選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、⑤退職所得の金 額は含まれません。

#### 「財産又は債務の種類 | 欄 「財産又は債務の細目 | 機

## 申告書に貸借対服表を添付しない場合 (1) 事業を営んでいない場合

財産と債務を次の種類に区分し、次の順序で書い てください。

財産……土地 (林地を含む。)、建物、山林、現金、 預貯金, 有価証券(株式, 公社借, 証券投資信託, 貸付付託かどの有価証券)、貸付金、未収入金、 受取手形、書画骨とう及び美術工芸品(1点10万 円以上のものに限る。)、貴金属類 (1点10万円以 上のものに限る。)、家庭用動産(1個又は1組の 価額が10万円以上のものに限る。)、その他の財産 (1件10万円以上のものに限る。)

※ 家庭用動産とは、例えば、家具、什器備品や 自動車など、書画骨とう、美術工芸品、貴金属 類以外の家庭用の動産をいい、その他の財産と は、トのどの種類の財産にも当ては主らない財 産、例えば、有価証券化していない出資、信託 財産、無体財産権、生命保険料の払込金額、有 償取得した賃借権などです。

債務……借入金、支払手形、未払金、未払税金、そ の他の債務

## (2) 事業を営んでいる場合

財産と債務を、①事業に直接関係がないもの (一 般用財産という。)と事業に直接関係があるもの(事 業用財産という。)とに分け、②更に、一般用財産 については、上の事業を営んでいない場合と同じよ うに、また、事業用財産については、次の種類に区 分し、一般用財産の次に事業用財産であることを表 示して、それぞれ書いてください。

※ この場合、一般用財産か事業用財産か区分しに くいものについては一般用財産としてください。 財產……现金、預貯金、受取手形、売掛金、未収入 金、貸付金、前払金、仮払金、商品、製品、原材 料、什掛品、半製品、機械装置、工具、器具、備 品、車両、運搬具、船舶、土地、建物、模築物、 山林、無体財産権など

債務……支払手形、買掛金、未払金、前受金、仮受 金、預り金、借入金など

# 2 申告書に貸借対照表を添付する場合

確定申告書に事業所得、不動産所得又は山林所得 について貸借対照表を添付する場合は、①貸借対照 表に記載される財産と債務については、「元入金+事 業主借+所得金額-事業主貸」の合計金額を事業元 入金とし、「財産」欄(この合計額が赤字になったと きは「債務」欄)に書いてください。また、②貸借 対照表に記載されない資産については、上の申告書 に貸借対照表を添付しない場合と同じように書いて ください。

### この間には、「財産マは借 前年もこの明細書を提出した場合

務の種類」欄に書いた財産 や債務のうち、次に掲げる ものについてその細目を次 のように区分して書いてく

※ したがって、現金、預 貯金、貸付金、表収入金 受取手形、家庭用動産、 借入金、支払手形、未払 金、未払税金については それぞれの絵額だけを書 けば結構です。

(種類) (細 日) 土地……「宅地」、「田畑地」 「林地」、「その他」に区 分し、更に「自家用」と 「貸地」とに区分したそ れぞれの筆数と面積

建物……「住宅」、「店舗」、「工 場」、「その他」に区分し 更に「自家用」と「貸家」 とに区分したそれぞれの 戸数と床面積

山林 …… 林地面積 有価証券……「株式」、「公社 债」、「証券投資信託」、「貸 付信託」などに区分し、 株式についてはその株数 その他のものについては その口数

書画骨とう、美術工芸品、 青金属類……1点10万円以 上のものについて、その 占数

その他の財産……1件10万 円以上のものについて、 その種類

その他の債務……支払手形 未払金、借入金、未払税 金以外の債務について、 その種類

(1) 一般用財産(事業に直接関係がないもの) A 前年から引き続いてもっている財産、債務・ 前年分の明細書に記載した金額をそのまま書いて ください。ただし、災害や取壊しなどのため一部 滅失した財産については、その滅失した部分に相 当する価額を搭除1.た金額を、増改整その他の手 入れにより改良が行われた財産についてはその改 良費などを加えた金額を書いてください。

「財産の価額又は債務の金額 | 欄

B 本年新たに取得した財産など……財産について は、その取得価額(相続、遺贈又は贈与により取 得した財産についてはその取得時における見精価 額)を、債務についてはその金額を書いてくださ

(2) 事業用財産(事業に直接関係があるもの)

その年19日31日刊左の評価額

A 申告書に貸借対照表を添付しない場合 a 棚卸資産……事業所得の計算の基礎となった

b 青色申告者の減価償却資産……その年12月31 日現在の償却後の価額

c その他の財産、債務……一般用財産と同じ方 法によって計算した金額

B 申告書に貸借対照表を添付する場合 事業元入金……左側の「財産又は債務の種類」欄

の2の①の算式で計算した金額

本年新たにこの明細書を提出する場合 (1) 一般用財産(事業に直接関係がないもの)

A 土地、建物……その年12月31日現在の見積価額 (最近に有償取得したものはその取得価額により その他のものは固定資産税の課税標準の価額によ っても若し古えありません。

B 川 林……その年12月31日現在の見積価額(推定 材積数と市価による具積価額により、 幼会林につ いては植林費又は取得費と管理費との合計額によ っても差し支えありません。)

なお、山林の価額は立木の価額により、山林の 林地の価額は「林地」として上の土地のところに 書いてください。

C. 有価証券……額面金額(無額面株式は発行価額 オープン型証券投資信託の受益証券は、その取得 をした時における受益証券1口当たりの金額)の

D 書画骨とう、美術工芸品、貴金属類、家庭用動 産、その他の財産……その年12月31日現在の見積 価額(最近に有償取得したものは、その取得価額 によっても差し支えありません。その他のものに ついては適正に見積もってください。)

(2) 事業用財産(事業に直接関係があるもの) 上の前年もこの明細書を提出した場合と同じで すから、上の1の(2)に説明してある方法によっ て書いてください。

この明細書に書いた財産と債務について、あなたが税務署に説明しておきたいと思われる事項などを書いてください。